

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
＜全体・前提＞			
1	全体・前提	管理水準と公園計画との関係を明らかにしておく必要がある。(同様意見2件)	管理水準は現行の公園計画を前提として設定するもので、公園計画に基づく公園の保護と利用の施策を具体化するために設定しようとするものです。
2	全体・前提	様々な形での利害関係者・利用者からの意見聴取や合意形成が必要。(同様意見3件)	平成14年度から開催した検討会において各方面の専門家の意見を聴いたほか、今回の意見募集に先立ち関係行政機関への意見聴取等も実施したところです。今後、設定した管理水準を見直す際には、一層の意見聴取に配慮します。
3	全体・前提	管理水準に対応した心得を示すべき。(同様意見3件)	今回は基本的事項について心得に定めますが、将来的には自然特性や利用者に応じた心得を作成することとし、その旨を3-1に記載します。
4	全体・前提	管理水準を設定するのであれば、場所ごとの植生や希少種などの自然条件を勘案した保護水準を先に検討すべきである。	細かく地質や植生等の調査を行い、ランク設定やルート区分に子細に反映させていくと、極めて複雑で分かりにくいものとなることを考慮して今回の案を作成しています。実際に登山道の整備・改修を行うときは、場所ごとの自然条件を考慮して対応します。
5	全体・前提	今回の案は、公園計画へのアプローチとして根本的な疑問を抱かざるを得ない。	管理水準は現行の公園計画を前提として設定するもので、公園計画の変更を念頭に置いたものではありません。
6	全体・前提	発想も理解できるし、限られた法と予算の中での折衷的な性格も理解できるが、国民の共有財産としての公園管理のイメージが、こんなハリボテ的な小細工で済んでしまうというのは腑に落ちない。	公園管理全般についての考え方は、各国立公園毎に策定している管理計画に記載しています。
7	全体・前提	ランク設定が実際の公園整備や登山者への情報提供に反映されていくことが肝心。	ご意見を踏まえ、具体的な施策につなげていきます。
8	全体・前提	強制力を伴わない規則は実効性が薄い。国立・国定公園にはより厳しい管理を望む。	法的拘束力を持たせるためには、根拠を明確にしたうえでその是非について幅広い議論が必要となります。まずは「お願い」のスタンスから管理を行い、各方面の理解を得てまいりたいと考えています。
9	全体・前提	管理主体と費用負担を明確にしないと実現性が疑わしい。	今後、土地の権利者や関係機関と、管理主体や役割分担、費用負担の考え方を検討していくこととなりますが、最も効果的な体制をとれるように努めます。
10	全体・前提	遵守を担保するための管理体制の説明がされていないのは重大な欠陥である。	同上
11	全体・前提	自然環境(大雪山)を大事にしようという思いが登山者に沿ったものであるように願う。	登山者の意向には十分配慮します。
12	全体・前提	管理水準の設定により、人為的工作物を多く設置してしまう危険性がある。	機械的な運用にならないよう配慮します。
13	全体・前提	登山道の管理においては、可能な限り人為を加えたように見えない補修・改修策を講じることが肝心。	可能な限り人為を加えたように見えない補修・改修を順次進めており、平成16年度にはそのための技術指針を策定しています。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
14	全体・前提	「管理水準」ではなく「管理基準」ではないか。	平成14年度の検討開始時より管理水準という言い方をしているため、ここでは管理水準といたします。
15	全体・前提	国立公園の利用者に対する環境保全等に配慮された内容である。	参考にさせていただきます。
16	全体・前提	詳細すぎて分厚くなりがちな中、そうならないのがよい。	同上
17	全体・前提	こうした試みを実施に移そうとする姿勢に賛同する。	同上
<第1章>			
18	第1章全体	概ね妥当と思われる。	参考にさせていただきます。
19	P3、図1-1	「持続的な大雪山国立公園の利用と保護」とあるが、「保護と利用」に改めるべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
20	P3、図1-1	利用調整地区制度が導入されている下で、持続的な大雪山国立公園の利用という目的を設定するのは不適切。	目的には利用だけではなく、保護も同列に含まれます。なお、図1-1の目的は「持続的な大雪山国立公園の保護と利用」に修正します。
21	P3、図1-1	利用の持続を前提としてどのように保護を図るかの対策となっており、自然公園法に定められた「自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として施策を講ずる」という責務規定と矛盾している。	今回の案の作成にあたっては、設定手順に示したとおり自然条件を勘案しています。また、2-1に示したとおり登山道は登山者が自由に歩行できることを原則とし、法的な利用制限は検討対象としておりません。
22	P3、図1-1	管理者側の管理水準、利用者側の登山の心得、という構成になっているが、管理者と利用者の垣根を低くし「みんなで考えましょう」という姿勢が出てよいのではないか。	ご意見を踏まえ、具体的な施策を検討していきます。
<第2章>			
23	第2章全体	十分な検討が行われている。	参考にさせていただきます。
24	P4、設定手順	まず生物多様性保護の観点から保護の重要度区分がなされ、その上でどの部分がどのような利用形態を許容できるのか検証して、利用・管理区分がなされるべき。	細かく地質や植生等の調査を行い、ランク設定やルート区分に子細に反映させていくと、極めて複雑で分かりにくいものとなることを考慮して今回の案を作成しています。
25	P4、設定手順	保護・利用体験ランクは管理目標にあたるものとなっており、保全対策ランクは管理目標を示すものにはなっていないことから、管理水準は「保護・利用体験ランク」だけで設定すればよい。	今回は全体を通して読んでいただけるよう分かりやすさと簡潔さに配慮しましたが、今後、設定した管理水準を見直す際には、今回の設定結果とその運用経過をみたと、各ランクの定義や区分の考え方、設定方法を分かりやすいものに改善していきます。
26	P5、図2-1	「実施段階2」から「手順3」に向かう矢印は、「手順4」に向かうものではないか。	ご意見を踏まえ、手順3及び手順4の両方に矢印が向かうよう修正します。
27	P5、図2-1	保護と利用の2面から管理水準を定めるアプローチは適切。	参考にさせていただきます。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
28	P5、図2-1	登山道整備を先に考えるのではなく、大小のルート変更など希少植物・植物群落を避ける根本的な対策が必要。	実際に登山道の整備・改修等を行う際には、ご意見にあることに配慮します。なお、ルートを大幅に変更するには公園計画の変更を必要とします。
29	P6、手順1	保護・利用体験ランクの区分を行う際に設定した各区分の管理目標を、誰にでも理解できるように示すべきである。	今回は全体を通して読んでいただけるよう分かりやすさと簡潔さに配慮しましたが、今後、設定した管理水準を見直す際には、今回の設定結果とその運用経過をみた上で、各ランクの定義や区分の考え方、設定方法を分かりやすいものに改善していきます。
30	P6、手順1	保護・利用体験ランクは、各区分内の小区間毎に確認される自然特性を反映しておらず、P3の説明文にある「自然条件等を勘案し」たものにはなっていない。	同上
31	P6、手順1	保護・利用体験ランクは、Bランクを2つに分けて対処すべきである。(同様意見2件)	同上
32	P6、手順1	「縦走主体」という場合と「日帰り主体」という場合で、整備の内容・水準がどのように異なるのか具体的に分からない。	同上
33	P6、図2-2	保護対策ランクについては、現状評価を含めずに目標を描き出すことに集中すべき。	同上
34	P6、図2-2	保護・利用体験ランクのA・B・Cは、「国立公園の公園計画作成要領」にある登山道等、探勝歩道、園路に対応しているのか。	「国立公園の公園計画作成要領」と直接は対応させていませんが、A・Bランクは同要領の登山道等を2つに分けたもの、Cランクは同要領の探勝歩道に近いものを意識しています。
35	P6、図2-2	この評価座標には利用者数の絶対的多寡も反映できない。	利用者数の多寡についても調査しており、ランク設定や登山道のあてはめにおいて参考にしています。
36	P6、図2-2	保全対策ランクは技術的問題なので技術者に判断を任せればよく、これと保護・利用体験ランクを無理矢理一緒にすることによって提案が複雑になっている。	今回は全体を通して読んでいただけるよう分かりやすさと簡潔さに配慮しましたが、今後、設定した管理水準を見直す際には、今回の設定結果とその運用経過をみた上で、各ランクの定義や区分の考え方、設定方法を分かりやすいものに改善していきます。
37	P7、水準A	「人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る」とあるが、既に設置されている木道や道標等も撤去するのか。	場合によっては撤去することもあり得ます。
38	P9、手順4	管理水準は、ルート・区間の内部が同質であることを前提にしているが、大雪山の自然特性から見ると恣意的な区分であり、ルート・区間ごとの一元的な登山道整備に結びつくため問題。	細かく地質や植生等の調査を行い、ランク設定やルート区分に子細に反映させていくと、極めて複雑で分かりにくいものとなることを考慮して今回の案を作成しています。実際に登山道の整備・改修を行うときは、場所ごとの自然条件を考慮して対応します。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
39	P9、図2-3	一見すると多様な区間があるように見えるが、保全対策ランクは管理目標とは違った概念であるため、解決にはなり得ない。	今回は全体を通して読んでいただけるよう分かりやすさと簡潔さに配慮しましたが、今後、設定した管理水準を見直す際には、今回の設定結果とその運用経過をみた上で、各ランクの定義や区分の考え方、設定方法を分かりやすいものに改善していきます。
40	P9、図2-3	各区間に当該ランクをあてはめた根拠が示されていない。	根拠を各区間毎に示すと膨大な量となることから示さなかったものです。
41	P9、図2-3	現状容認的な設定であり、大きな問題をはらんでいるため、複数の案を用意すべき。	複数案を用意すると複雑になり、意見募集案としては不適当と判断して単一案としたものです。
42	P9、図2-3	水準自体は各自もう1ランク上げるべき。	ご意見を踏まえ、アドバイザー会議における再度の見直しを行った上で、図2-3及び表2-3修正しました。
43	P9、図2-3	高山帯の登山道にBランクが適用されることは、人為的工作物や人為的改変の痕跡が残る場合が生じ、大きな問題と考える。	同上
44	P9、図2-3	B・Ⅱとしている一部区間(赤岳、緑岳等)については、A・Ⅱとすべき。	同上
45	P9、図2-3	A・Ⅱとしている一部区間(ヒサゴ沼等)については、A・Ⅰとすべき。	同上
46	P9、図2-3	姿見池から層雲峡に至るルートをすべて同じランクに当てはめるのは無理がある。	同上
47	P9、図2-3	B・Ⅲとしている一部区間(中岳温泉～中岳分岐)について、ランクが低すぎる。	同上
48	P9、図2-3	Bランクとしている一部区間(トムラウシ温泉～トムラウシ)については、Aランクとすべき。	同上
49	P9、図2-3	かなりの部分がBランクに含まれるのは、Aランクを限定的に解釈した結果とみられる。	同上
50	P9、図2-3	縦走の始点となっている一部の歩道については、ランクづけにアクセントがほしい。	同上
51	P9、図2-3	C・Ⅲとしている一部区間(東ヌブカウシ山周辺)について、ランクが低すぎる。	同上
52	P9、図2-3	天人峡から化雲岳に至るコースはA・Ⅰが適当。	同上
53	P12、事例1	「原始性が高く…」 「人為的工作物や人為的改変の痕跡が無い環境の維持・復元を図る」としながら、木道や山小屋のある写真を例示しているのは理解に苦しむ。	ご意見を踏まえ、写真を変更します。
54	P12、事例1	Aランクに関して、登山道だけでなく野営地が指定されているので、野営地の整備もセットで考える必要がある。	野営地の形態は歩道の利用の多寡にもつながることであり、別途検討いたします。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
55	P13、事例2	多量の登山者訪問によって雪田内の登山道侵食が著しい一部区間について、大雪山の自然特性を示す中核であることから、「ステップ・足場・木道などの設置を行うような対策を優先する」ことについても慎重であるべき。	実際に登山道の整備・改修を行うときは、場所ごとの自然条件を考慮して対応します。
56	P15、事例4	人力施工のみでの作業効率の悪い箇所の施工方法等について今後検討が必要。	作業効率が悪い箇所であっても施工が望まれる場合が考えられるため、各施工地の状況に応じて適切な手法を検討していきます。
57	P15、事例4	ランクが低くても局部的保全が必要な箇所は多いことから、事業効率の悪いこれらの箇所を今後どうしていくのか手法を含め検討願いたい。	同上
<第3章>			
58	P16、自然条件	大雪山国立公園の自然環境の特性を説明し、それを守るためには、登山者ひとりひとりに何が求められているのか、冒頭部で紹介する必要がある。	ご意見を踏まえ、この心得の目的を3-1で加筆します。
59	P16、自然条件	北海道の山の特殊性として、“ヒグマの存在”を記載すべき。「心得」だけでなく前提条件にも記載すべきだと思う。	ご意見を踏まえ、自然条件に加筆します。
60	P17、仮題	サブタイトルは、あってもなくてもどちらでも良い。	サブタイトルはなくし、「登山の心得」を「大雪山における登山の心得」に修正します。
61	P17、仮題	サブタイトルの例示は「お役所的」な感じを受ける。「大雪山で遊ぶ心得」の方がいいのではないか。	同上
62	P17、仮題	「神々の庭で遊ぶ」は不遜なイメージがある。謙虚な姿勢を表すタイトルにした方が良くはないか。	同上
63	P17、仮題	「神々の庭で遊ぶ時の心得」は不適切。カムイミントラは「野生の天国・神聖な場所」の意であり、それを「人間が遊ぶ」ことに転化する発想はあまりにも安易である。特にバックカントリーに相当する部分は、「神聖な場所に人間が遠慮がちに訪問させてもらう」ような表現を工夫し、利用者の自制を求める必要がある。	同上
64	P17、仮題	少々とってつけたような印象を受けますので、原案であれば、とくに付ける必要はないと思います。	同上
65	P17~18	国立公園の自然は国民共有の財産であり、自然を孫子の代まで保護することを登山者に自覚させるべき。	国立公園における普及啓発施策において検討していきます。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
66	P17~18	地元山岳会、自然公園指導員指導等にも限界を感じる。行政として各団体(登山用品販売店、ツアー登山実施の旅行者、学校、社会教育施設)等に環境保全に対し文章で装備等について徹底を図るよう通知願いたい。	普及啓発の手法については、今後とも有効な方法を検討していきます。
67	P17~18	登山道とトイレ、キャンプ地さえしっかりしていれば登山者はルールを守るし、ある程度危険は回避できる。	参考にさせていただきます。
68	P17~18	要点をコンパクトにまとめている。各方面、特にビギナーや本州方面からのツアー登山者に啓発願いたい。	同上
69	P17~18	型どおりで長ったらしい心得ははばつたい。洗剤の使用禁止とか熊出没地域の単独登山禁止とか山小屋の消灯時間など多少強制力を持ったルールの方が効果がある。	強制力を持たせるためには、根拠を明確にしたうえでその是非について幅広い議論が必要となります。まずは「お願い」のスタンスから管理を行い、各方面の理解を得てまいりたいと考えています。
70	P17~18	モラルの低い人々に対して明確に意思を伝えるため、〇〇しましょう、といった言い回しではなく「〇〇は禁止、違反者は××の罰則を適用する」が有効。モラルの高い人々にはそもそもこのような心得は不要。(同様意見2件)	同上
71	P17~18	このような「登山の心得」を示すことで、利用者に対して国立公園の利用と保護への協力を求めることに賛成。管理者だけではできないことがあるということを率直に表明することは、今後の利用者との協働を進める第一歩として意義がある。	参考にさせていただきます。
72	P17~18	設定した心得を登山者にどのような形で啓発していくことが出来るのか危惧している。登山口で配布した刷り物ではほとんど読んでもらえない。	普及啓発の手法については、今後とも有効な方法を検討していきます。
73	P17~18	心得(案)の内容については少し一般論的で長い。もっと具体的な表現の方が分かりやすい(例 自然へのマナー; ザックを高山植物の上におくと困ります。タデ科やイネ科の目立たない植物も同じ高山植物です。など)。	今回は基本的事項について心得に定めますが、将来的には自然特性や利用者に応じた心得を作成することとし、その旨を3-1に記載します。
74	P17~18	一般論的にはまったく結構なことだが、この手の呼びかけが効力を発揮したとは聞いたことがない。ガイド協会への浸透、旅行会社への指導等により、とりわけ、道外からの観光登山者相手に実効性を担保することを期待する。	普及啓発の手法については、今後とも有効な方法を検討していきます。
75	P17~18	心得その1~その5全てにおいて適切に記述してある。	参考にさせていただきます。
76	P17~18	山岳会に入っているものなら当たり前のことであるが、組織化されていない登山者への啓蒙が重要と思われる。	普及啓発の手法については、今後とも有効な方法を検討していきます。
77	P17~18	誤字・接続詞の使用に関する指摘。	ご意見を踏まえ、修正します。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
78	P17、心得その1	ストックの先端部のキャップ着用のないものを使用禁止とし、各方面に通知の徹底を願いたい。	普及啓発の手法については、今後とも有効な方法を検討していきます。
79	P17、心得その1	登山にストックを使用する場合は登山中全コース、ポールキャップを必ずつけて使用する、又ポールキャップの予備を必ず持参することも、登山者に義務付けを願いたい。	同上
80	P17、心得その1	本州方面からのツアー登山者の引率者にキャップ着用をお願いしたところ、自然が大切か、人命が大切か、との返答であった。	参考にさせていただきます。
81	P17、心得その1	「ヒグマと遭遇した時の対処方法…」の前に、「遭遇しないための工夫(を知ってから入山すること)」についても明記すべき。	ご意見の趣旨を生かすため、文章の順序を入れ替えます。
82	P17、心得その1、2	“ペットを持ち込まない”ことについて記載してはどうか。	ペットの持ち込みについては各種議論があることから、別途検討していきます。
83	P17、心得その2	「尿尿・ゴミなどを残さないようにしましょう」は<心得その1>にも関わるので、そちらにも記述があった方がよい。	心得は、簡潔に意をつくす必要があるため、記述は1ヶ所とします。
84	P17、心得その2	「他の登山者の自然体験を損なうような行為」には例示が必要。	この項に関して例示を加えると長文になるため、簡潔さを優先させ原文どおりとします。
85	P17、心得その3	宿泊、日帰りを問わず、遭難事故防止のため、登山者にはツエルト(1~2人用)を常備させるなどの遭難対策についても登山者に徹底するよう啓蒙、啓発を願いたい。	ご意見を踏まえ、加筆します(登山道具)。
86	P17、心得その3	火山地帯があるなら、ガス対策についても触れる必要がある。	ご意見を踏まえ、加筆します(火山情報)。
87	P17、心得その3	心得その3は、一番始めに持ってきてもいいかもしれない。	利用より保護を優先的に考え、自然環境への配慮を最初に記述します。
88	P17、心得その3	登山者は地図と磁石は必ず持つこと、現在位置を確認することにより、遭難防止につながる。	ご意見を踏まえ、加筆します(登山道具)。
89	P18、心得その4	樹林帯がなくどこからも見通せるため、特に女性の高齢者は長時間の登山には向かない。心得で携帯トイレの携行をいっただけでは不十分で、入山口で必ず用便をすませ、止むなく携帯トイレを使用する時は植生に充分配慮してくださいと一言注意が必要。	ご意見を踏まえ、自然環境配慮に関する心得に加筆します。
90	P18、心得その5	大人数での登山は止めましようとするが、学校登山などの発展をいちじるしく困らせる文言。学校登山が実施されるのはおおむね一学期で残雪期と重なり、最近の環境教育や総合学習或いは修学旅行も体験学習で登山を選択するところが増加しつつあるので困った表現だと思う。	ご意見を踏まえ、修正します。

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
91	P18、心得その5	「大人数での登山は止めましょう」は言い過ぎ。「大人数で通行には注意しましょう」ぐらいでいいのでは。	同上
92	P18、心得その5	「登山道内を歩けるように」は意味がつかみにくい。具体的な行動を示した方がよい	ご意見を踏まえ、加筆します(ロングスパッツ)。
93	P18、その他	一部施設において、登山者、入林者に対する指導要領はかなり高圧的で不愉快である。本州方面からの観光登山者の人気もかなり不評である。その理由は例の緑色の「腕章」をした人たちの、登山者、観光客に対する態度である。	登山者への適切な利用指導のあり方については、関係者も含め今後検討していきます。
94	P18、その他	登山道沿いにロープを張る対策は登山者を悪者扱いするようで疑問を感じる。また、その指導にあたるボランティアレンジャーの高圧的な態度も不快である。	同上
＜補足資料＞			
95	補足資料3	北海道には沢山の山岳同好グループがあるが、検討会構成メンバーには旭川山岳会の土屋氏以外はどなたもメンバーに入っていないのはなぜか。	検討委員には、土屋委員以外にも山岳関係者に入っただいております。
96	補足資料5、6	水準設定におけるランクづけに植生の生態的な区分が全く反映されていない。	保全対策ランクの設定時に考慮した自然条件には、植生状況も含まれています。
＜その他＞			
97	意見募集手続	メールでの返信を認めているにもかかわらず、ファイル形式が書き込みができないPDFのみなのはなぜか。実は環境省は意見など欲しくはないのではないか。	ホームページ設計時の不手際であり、以後このようなことのないよう気をつけます。
98	その他	オーバーユースを招かないよう、海外の人数制限の事例を参考にできないか。	人数制限を行うには法的拘束力を要し、根拠を明確にしたうえでその是非について幅広い議論が必要となります。まずは「お願い」のスタンスから管理を行い、各方面の理解を得てまいりたいと考えています。
99	その他	公園計画は、国有林・道有林の公益的機能重視への施策転換を踏まえて再検討する必要がある。	管理水準は現行の公園計画を前提として設定するもので、公園計画の変更を念頭に置いたものではありません。
100	その他	登山道侵食の一番の原因である排水の対策を望む。	実際に登山道の整備・改修等を行う際には、ご意見を参考にさせていただきます。
101	その他	登山道の改修に当たっての施工方法が過度にならないようにしてほしい。過分な木製の手すりを設置したが雪で破損した後修理をあきらめた箇所や、登山道脇に並べる石を採取するために周辺の高山植物帯を掘り返し裸地となった箇所がある。	同上

意見募集(H17.11.28~12.27)に対して寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

NO.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方
102	その他	現在の登山道の荒れ様は必ずしも利用過多と比例するものではなく、火山灰土や堆積物の質・強弱により雨水による自然侵食も多分に関係しているため登山道の補修に当たってはその原因を充分見極めなければならない。元々の登山道の位置やコース取りにまずさがあったと思う所もある。	同上
103	その他	木道の整備について、高山帯の小規模な湿原を通過させるなど不適切な整備がみられる。木材(丸太2本)を使用して、土砂流出を避け、歩行しやすさを目的としたステップをしばしば見かけるが、側方からの土砂流出によって木材だけが残され、逆に歩行の邪魔になる場合が少なくない。また、登山道整備で円礫を用いているところがあるが、円礫は河川の中下流部に認められるもので、高山帯にはまったく馴染まない異質な材料であり、自然教育の観点からも大きな誤りである。	同上
104	その他	主要山道には板敷道が設置され、快適な登山道が出来ありがたいと思うが、山頂標識は不備もある。岩場のペイントマークが消えているので整備してほしい。到着地点にあと何キロ等の標記があれば良い。	実際に登山道の整備・改修等を行う際には、ご意見を参考にさせていただきます。
105	その他	登山道の整備とともに適切な指導標の設置も事故の未然防止に大いに役立つ。自己責任を言う前に安心して歩けるようにすべき。ガスで方向を見失い登山道はずれ遭難するのが旭岳での遭難の原因の大半で、指導標の不備は明らか。裾合平往復のツアーでも何人も迷っている。	同上
106	その他	ペイントマーカー等はボランティア等募集して実施するのも良いと思う。	同上
107	その他	ガイドをしていて、以前に設置した古い指導標や木の棒を立てた道しるべをきっかけに客の地図読みへの興味が深まることもあり、登山者への無言の指導と道案内の指導標が安全な登山への第一歩と考える。	同上
108	その他	管理人の無作法な言動や、トイレの不備に泥まみれの(トムラウシ)夏道など見てからは諦めた。登山道整備の問題が、より広範な登山環境の維持、また公園機能の高機能な理解へとつながることを期待している。	参考にさせていただきます。